

第36回長野県景観審議会議事録

平成17年(2005年)5月27日(金)
午後1時00分から3時00分まで
長野県庁 3階 特別会議室

1 日時 平成17年(2005年)5月27日(金)午後1時00分から

2 場所 長野県庁 3階 特別会議室

3 出席者

(1) 審議会委員(敬称略)

市川美季 情報誌「Nao」「KURA」編集長

出澤潔 一級建築士 県建築士会長、元(社)日本建築家協会長野クラブ会長

勝山敏雄 一級建築士 前長野市総合計画審議会委員

唐沢彦三 国土交通省選定「観光カリスマ」 元長野県町村会長 元小布施町長

久米えみ 一級建築士 県建築士会青年女性委員会副委員長

倉橋英太郎 一級建築士 白骨温泉まちづくり委員会事務局

小松郁俊 諏訪市まちづくり推進会議幹事長 小松内科クリニック院長

関邦則 一級建築士 善光寺街づくり会議アドバイザー

戸谷かね子 環境デザイナー インテリアコーディネーター

樋口忠彦 京都大学大学院教授 工学研究科都市環境工学専攻工学博士 景観工学

(2) 長野県

住宅部長 塚田和雄

建築管理課土地・景観室長 小澤洋一

建築管理課長 白鳥政徳

住宅部住宅課長 井澤一夫

住宅部施設課長 金田憲治

住宅部建管理課企画幹 甲田真幸

住宅部建築管理課土地・景観室主任企画員兼景観ユニットリーダー 穂谷均 他

4 資料

1 長野県景観計画素案

2 改正長野県景観条例素案

3 - 1 長野県景観計画の策定及び長野県条例の全部改正について

3 - 2 美しく豊かな信州を実現するための景観施策の展開イメージ

3 - 3 各主体の関与事項

3 - 4 景観法の罰則規定

4 長野県景観審議会が出された主な意見

以下議事要旨

1 開会（司会 甲田企画幹）

それでは、大変お待たせいたしました。ただ今から長野県景観審議会を開会いたします。本日進行を務めさせていただきます建築管理課企画幹の甲田でございます。よろしくお願いいたします。はじめに塚田住宅部長からあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

（塚田住宅部長）

本日は、景観審議会を開催したところ、委員の皆様におかれましてはご多用中、ご出席をいただきありがとうございます。

また、平素より県の景観行政に対しまして、御理解、御協力をいただいておりますことにこの場をお借りしまして厚く感謝を申し上げます。

私、4月から住宅部長を務めております塚田和雄でございます。よろしくお願いいたします。

前回の景観審議会では、事務局より景観法の概要や景観計画、景観法の委任条例の内容、長野県の景観の現況などについて説明申し上げ、委員の皆様からはそれぞれのお立場での有意義なご意見をいただいたところでございます。

本日は、委員の皆様からのご意見を踏まえまして、県景観計画及び景観条例改正の素案をお示しして、ご意見を賜りたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願いいたします。

（司会 甲田企画幹）

会議に入ります前に、審議会委員の改選がございましたので御報告申し上げます。市長会建設部会長の改選に伴い、林 新一郎 岡谷市長から辞任の申し出がありました。後任として、木内 正勝 飯山市長 が選任いたしましたので御報告申し上げます。

それではこれから会議に入ります。本日の会議は委員15名のところ8名の方がご出席されております。（久米委員、戸谷委員は途中出席。）長野県景観条例第24条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告します。

これからの審議会の進行は、景観条例第24条第1項の規定により、会長さんをお願いすることとされています。唐沢会長さんよろしくお願いいたします。

（唐沢会長）

景観審議会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変ご多忙のところ、ご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

本日は、景観計画及び改正景観条例の素案の提示をいただき、これについて審議をいた

だくことになっております。

有意義な会議となりますよう、ご協力をお願いしてあいさついたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名は市川委員さんと倉橋委員さんをお願いいたします。

それでは、会議事項(1)の「景観計画の策定及び景観法委任条例の全部改正について」を議題といたします。事務局から資料の説明をお願いします。

3 議事・質疑

(小澤建築管理課土地・景観室長)

資料3-1、3-2、3-3、3-4について説明

(穂谷建築管理課土地・景観室景観ユニットリーダー)

資料1、2、4について説明

(唐沢会長)

はいありがとうございました。ただいま県の方から総括説明そしてまた資料の説明があったわけですが、全体を通じてご質問等を中心として御意見がございましたらお願いします。特にご質問でなくてもけっこうですけれども。

はいどうぞ。関委員。

(関委員)

質問を二つ。一つ目は資料3-1で地域景観協議会という言葉がでてくるのですが、これが全体の体系の中でどういう位置付けになっているのかを教えてください。それからもう一つの質問は、条例で届出について言っていますが、この届出と景観法での罰則との関係がどのようにリンクしているのかを教えてください。それから意見として、従前の流れに従って大規模行為の届出というものがあるのですが、私が前から言っている持論みたいなものですが、大規模行為でない、届出を必要としない規模で特に沿道に面した建物などは対象としないというのは、変な言い方をすれば野放しになっているということになっているわけで、高さとか面積とかそういったものをもう少しタイトにしていくべきではないかと感じています。規模だけではなく、大変失礼ですが商業的な施設とか、比較的景観を阻害する可能性のあると思われるような、そういう建物の業態とか用途とか、そういうものを少し加味していくことはできないかということをおもうわけで、意見として付け加えます。

(唐沢会長)

ただいまの1番2番につきまして質問ですがお答えいただきたいと思います。なお意見については県側の意見がありましたらお願いします。

(穂谷主任企画員兼景観ユニットリーダー)

地域景観協議会につきましては、新たに景観法に制度として設けられているものですが、

基本的には景観行政団体になった市町村、行政機関、たとえば中部電力ですとか、景観にかかわるような公益的事業などを行っているかた、各種の関連の団体のかた、景観に関する活動を行っているNPOのかたなどを幅広く、それぞれの景観行政団体の定めた景観計画に基づいて景観育成を図っていく際に必要な事項について協議していく場として、この制度が設けられているわけです。比較的緩やかな規定でして、必ずしも市町村単位に置かなくてもよく、広域的な景観行政を進めていくために複数の市町村で設けることもできます。必置ではありませんので、有効に機能させることができるような組織形態のものであります。そういったものですので、実際に活動されている地域の皆様を含め、地域の景観づくりに効果のあるような活動の場にさせていただくという意味からイメージ図の中心にしています。

それから2点目の届出と罰則についてですが、先ほどのイメージ図の次の次のページの資料の中でも罰則について一覧表の資料があります。主な罰則は、16条第1項第2項の欄から始まりまして18条のところまでが、実際に届出等に関しまして違反があった場合の罰則の規定になります。届出すべき事項について届出をしないで行為を行ったというのが16条1項でして、17条2項は届出内容についてデザインを変更しなさいということとで命令した場合、それに違反して変更しないで行為を行った場合に罰金50万円ということで18条の1項までが、届出に関する違反行為に対する罰則ということとです。22条のところからは新たにできました、景観重要建造物、景観重要樹木の保全管理に関する違反行為に関する罰則ということとです。

(小澤室長)

届出の規模に関してですが、地域によってはいろいろなものがでてくるとは思います、今考えておりますのは、今の景観条例をとりあえず移行させていただきたいということとです。大規模行為についても、重点地域についても同じ形でとりあえず移行させていただき、つぎのステップとしてやらせていただきたいと考えております。具体的に御意見をいただければありがたいです。

(唐沢会長)

今の話ですが、関委員さんからもお話がございましたように、沿道サービスの問題になると思います。まず、最初にね。景観というのは、沿道景観が特に必要ですが、沿道に届出が必要のない小さいものがどんどんできてきた時、市町村条例でそういうことを規制ができるかということが課題だと思います。都市計画の方からいうとみんなよいことになってしまうと思う。

(小澤室長)

いろいろな手法はあると思うのですが、とりあえず景観という観点からいうと、市町村でそれぞれ景観行政団体になっていただければ、計画づくり、条例づくりについてもそれぞれの市町村で取り組んでいただけるという枠組みになっております。景観に関してはそれぞれの市町村でやっていただければと思います。会長が言われるように、特に沿道など広域的な部分、現状では、国道147・8などは沿線ということで重点地域を設け、相当細

かいところまで届出をしていただいているというのが現状です。広域的な部分はある程度県でやらせていただく必要があると認識しております。

(樋口委員)

今の件ですが、大規模のも問題ですね。この条例ができたのは何年ですか。

(小澤室長)

平成4年です。

(樋口委員)

大規模行為というのが問題になったというのは高度成長時代にですね、非常に大きな建築物が造られるという中で話題になったんですよね。今の段階ではどちらかというと細かいもの、今話題になっている沿道景観の問題や市街地問題などはかなりきめ細かい対応となるのが市町村の景観条例ですね。これはこれまでの大規模とかという対象はなく、規模も小さくなってきている中で非常にきめ細やかな対応をしている。長野県の景観計画には問題点が一つありまして、県の計画として何をやるのかというか、全県でやらなくてはいけないといっているが、現実には4市村しか自主条例を持っていない中で、大規模をコントロールするといった視点は間違っているのではないのでしょうか。今後指導をして増えていくという想定があるようで、どれほどの可能性が読めませんが、このまま推移していくのか、急速に自主条例を策定していくところが出てくるのか、その辺も絡んでいくと思います。要するに県が計画を出し、全県的なレベルで市町村の統制的というか、大きな視点で県の景観行政をどうしていくのかと同時に、景観行政団体にならないところもカバーしなければならない。これはどちらかというと大きな都市でなくて非常に小さな都市もたくさんある中でかなり細かい規制をやっていかなければならない。大きな視点でやっていると同時に細かい視点でやっていかなければならない。その点をしっかりしないといけないと思うんですよね。今までの条例を踏襲していこうとしていて、いろいろな形でフォローしていこうとする視点が見えていて評価できる場所もあるんですけど、例えば眺望景観とか入れてあって非常に私にはいいと思うんですけど、大規模というところにまだ視点がとらわれていて、それ以上のところに広がっていかない。それから重点地域というのが、本当に4つの地域でいいのかと。重点地域の広がりをどのように考えているのかなと、これを説明いただければいいのかなと思います。

(小澤室長)

今、樋口先生から御指摘いただいた大規模と小さい規模の件と、市町村で景観行政団体としてできる状況と、事務的にもできない市町村とあるのでその辺のからみがどうかというご質問だと思いますが、大規模につきましては、現在の条例で長野県全域をとりあえずとらえて届出をしていただいているという状況がございます。ただこれはある程度小さいものなり、あるいは地域を限ってなりといったものにしていくには、PRはもちろん必要でしょうし、ある地域に限ってということになれば、重点地域が4地域でいいのかといったようなお話もあるかと思えます。重点地域につきましてはそれぞれ重要な地域という

ことで、お話があったつど、段階的に指定をさせていただいてきたということもござい
ます。概略の最初でも若干御説明させていただきましたけれども、これからについても同じ
ような形で重点地域はさらに広げるなり、といった枠の中で、重要な地域については指定
をし、更に細かい届出についてもお願いをしていくといったことがいいのではないかと
いうふうに思っております。いろいろな業界・団体は規制という捉え方をしているもので
す。特に届出をしたから規制にならないということを申し上げてきたりしてきているので
すが、現実的には規制になっていると思われることからしますと、なかなかあまり小さい
ものまでというのはどうなのかなと思います。たとえば建物ですと1000m²というのが
いまのところ大規模としてとらえていますけれども、重点地域になりますと20m²から届
出をするということになっていきますので、ある程度地域を限定するほうがいいのでは
ないかと思っています。ただ、いわゆる力のない市町村のところも重点地域に指定という
ことでもありますので、現実には県の条例で指定をしている重点地域につきましては基本的
に県の方へ届出を出していただくということをお願いしております。先程おっしゃられた
とおり条例を持っているところが4市村しかないものですから、この辺も昨年からの
法律の説明会の中でも景観行政団体にはどんな形になっていくのかなどアンケートを
とらしていただいたりしているのですけれども、現在のところでは17 - 8の市町村が
景観行政団体に移行していくのではないかと、アンケートでは結果が出ています。
その他の地域は県がカバーをすることになりますので、市町村と細かな協議を
させていただく中でさらに重点地域の指定といったことを進めていくといった
方向性もあろうかと思えます。

(唐沢会長)

はい。先生よろしゅうございますか。

(樋口委員)

地域の特性に応じた景観行政とありますが、県が地域の特性に応じた景観行政が
はたしてできるであろうかという感じがするんですね。もっときめ細かい景観行政
をやっているかなければいかんわけですね。その中でいわゆる大規模コントロール
の限界がきて、景観法ができて、地域の特性に応じたきめ細かい景観行政を
やっていく、そういう時代になったわけですよ。その中でまだちょっと出て
きているというのはどうか。長野県は全県でやってきたという実績はあり
ますが、それは大規模コントロールでありますね。それは県全域カバー
するためですがやはり限界があると思うんですね。そういう意味で、今
度出てくる新しい考え方に、今までの反省点というのが書かれていない
というのが気になってます。ようするに新しい景観法ができたから、
それにとりあえず何かくっつけるということでスタートしていくという
ことが表にですぎてしまっていて、そんなに急がなくてもいいから
もう少ししっかり地域の要望とか意見を聞いて、地域の特性に応じた
景観行政を進めていく。長野県に4つの市村しか景観条例がない中で
どのようなやり方がベターかなという感じがします。拙速に接ぎ当
てをやって抜落ちてしまうところが多分にあるんじゃないかなという
感じがしているんです。今日いただいた資料の4番ですけれども、2枚
目のと

ころに答申・概要とあって、ここにも地域の特性に応じたとあり、かなり基本的な県民一人一人が景観は大事だ、そういう意識にならなければ変わらないということはこの時点では言い、これに基づいて景観条例見直しということで6月には出したんですけども、法的なものを急ぐということよりは、地域の人たちが主体的にイニシアティブをどう取ったらいいのかとか、問題意識を持って、具体的に景観形成のシステムをどのようなように作っていったらいいのか、せつかく景観法というツールができたのだからこれを参照しながら主体的に考えていくと、そういうプロセスを踏む必要があるのではないかと。それを拙速につなげてしまうということをするのは、私としては思うんですね。もう少し地元の人、地域とやり取りする。今までの景観行政にどのような問題があったのかをお互いにぶつけ合って、どういう改善点が必要かを把握する。そういう中でうまく景観法を利用した条例を作っていけばいいのではないかと。少し時間はかかるけれども実のある条例になっていくのではないかと。ちょっと急ぎすぎているのではないかとと思うのですが、この辺のところの県のスタンスをお聴きしたい。

(小澤室長)

なかなか難しい話ではありますが、基本的には先ほどお話ししたとおり景観条例を持つのは4市村しかないんですけども、17、8の市町村で景観行政団体になりたいといったようなことでアンケートをいただいています。法律では市町村が独自に取り組んで、市町村ごとにやっていただいたほうがいいというスタンスでありますので、基本的に市町村でなるべく手を挙げていただけるように私どもの方もお願いをしていくといったようなことではないかと思えます。それからこれは都市計画との関連もありますけれども、法律の枠組みの中では景観の区域については、これは条例との関係もありますが全県を対象とすることとしていますが、法律の枠組みでは都市計画のあるところにつきましては景観地区を指定しますと形態なり意匠なりといったことも対応できるということになっておりますので、そういったものについても県からお願いしていくことになろうかと思えます。それから反省点というお話なんですけど、私どもの方では現地の機関が10箇所、それぞれの地域で地域景観推進会議などがあり、市町村やいろいろな関係団体、あるいは直接住民の方に参加いただいて、例えば景観賞であったり、講演会をやったりということで、それぞれ啓発に努めているということになります。これは非常に地域で温度差がありまして、私ども一律にこのやり方ということもできないので、それぞれ差があるところですが、なるべくやっていない地域にも広げるということだと思えます。現状ではすべてが均等にはなっていないかとは思っています。

(唐沢会長)

ほかにございましたら。どうぞ

(小松委員)

小松ですが、3つ4つ聞きたいことがあるんですけども、まず景観法には景観協定というのがあったかと思うのですが、景観協定は確か知事の認可を得るということで景観協

定が結ばれると書いてあったかと思うんですけど、県の規定には何も入れなくて良いんでしょうかということですね。もう一つは絵にアドバイザーという方が出てくるんですがこのアドバイザーという方は審議会の専門家といわれる方がそれに相当する方かなあと思われるのですが、そういう解釈でよろしいのかなという点です。3点目は各所に市町村の意見を聴くということが出てくるのですが、この聴くというのは景観法で規定されている文言であるのかどうか、あるいは聴く範囲が合議をすべきだということなのか、もうひとつはとりあえず意見を提出させればよいという範囲の聴くというものなのかといったニュアンスも教えていただければと思います。4つ目は市町村がこれから景観行政団体になるには市町村景観計画を作らなければいけないわけですが、そうすると県で作った景観計画の素案とすり合わせて、まあ問題がないように作りなさいということが言われていると思うのですが、そうすると、ここには私は非常にいいと思っている眺望に対するものとかそういった先進的なものとかが入っているのですが、そういったものも市町村で作るときには、取上げるべきものの中の一つとしての考えがあるのかなのか、その辺のところを4点教えていただけたらと思います。

(唐沢会長)

はい。お願いします。

(小澤室長)

協定につきましては、現在の条例で規定されております景観形成住民協定は3分の2くらいの方の同意があれば協定が結べるといったことで、協定を結びますと認定書が出るという形になっております。ただ今度の景観法のなかでの協定につきましては全員合意型という形になっておりますから、それがそのまま移行はちょっとできないかなと思います。そうなりますと今までやってきた取組み、現在県下147の協定地区がありますが、その方々の取組みもある程度支援をしていかなければならないといったこともございますので、できれば現行の条例のやり方をそのまま移行していきたいなと思っています。それからアドバイザーの件につきましては小松委員さんのおっしゃるとおりに専門委員といった中で読ませていただくように考えております。それからそれぞれの市町村や県民からの意見聴取の件でございますが、資料の3-3を御覧頂きたいと思います。各主体の関与事項とありますが、それぞれの計画なり規制なり、例えば市町村長のところを見ていただきますと景観計画につきましては意見提出ということで、これはカッコのところに(法9-3)と書いてあります。これは法定事項という意味で書いてあります。それからその下の方にいきまして意見提出カッコしてゴシックで県10になっておりますけれども、これは県の取り扱いとして市町村の意見を聴いたらどうかということを書いてあります。それからそれぞれの市町村で景観計画あるいは景観条例を作るといったときには、基本的には長野県のものと同じような形、あるいはもっと細かく規定をしていただくといったことが良いのではないかと思います。現在やっているところはそれぞれ承知していますが、新しくやりたいといったところは、ある程度県でこういったものだというものをお示しした中で、さら

にそれぞれの市町村で細かく地域を限ってなりということでお取組みいただければありがたいなと思っております。

(出澤委員)

視点が違うと思ひまして、発言すべきかどうか迷っているのですが、先ほど樋口委員さんが発言した点とやや重複する点があると思ひますが、景観というのは経済行為とのせめぎ合いでいろいろな問題が出てくるという前提に立っての話でございますが、この計画素案、全体的に非常に優れたものであるなと思ひますが、この中に十分に入っていると思ひながらもどこに入っているのかわからなかったものですから、経済行為とのせめぎ合いの中でいろいろな法律ができるということなんですけれども、私は景観法というのは全体の法体系の、私たちを律している法体系の、おおげさなことではなく基本的なもののような気がする。そういう意味で景観法だけをきちんと出し切っても、あまり意味がないのかなというように思うので、理念の中でもどこでもよいが、やはり全体的な法律体系の中で、これは重要なんだよということを示すことが必要ではないかなと思ひます。

それと、将来的というご説明が先ほどあったが、資料の3ですか、子供たち、教育の問題が確かあったと思ひますが、「教育制度との連携」、これは将来的ではなくて、これは即座に、そういった景観については、共通の、長野県だけでよいのだが、長野県の教育の中に景観については、第1番にやるんだというくらいのかなにか、まだ原案でなくてもよいが、示していただいて、子供たちとにかく景観というものを、もっと理解していただかないと、いつまでいっても経済行為とのせめぎ合いの中で大人になってしまうと、どうしてもなかなか、自分の身を大事に思ひてしまいますので、実行が伴わない。法律で律することでも大事なことですけれども、景観という問題について私は、他の事象と違って、法律以前の問題を大事にしないといくら法律で規制してもその裏をかくという形になってきますので、教育というものを一番表に置いていただかないと、景観ががよくなっていかない。理念の中でもどこか具体的な形で示していただく必要があるのではないかなと思ひます。これは先ほどの全体的な法体系の基であるという趣旨と若干同じであると思ひます。

先ほど市町村の景観行政団体というのは、これはいろいろな形で県が指導をしても、市町村の行政を指導しても、やはりその町に住んでいる方が景観というものをどう考えるかによって、全然違ってくるので、市町村のお役人を指導していただく以上に、まちの人たちをどう支援していくのかということをお考えになっていただかないと、単なる法律になってしまうのかなという懸念をしておひまして、それは素案に十分、あちこちに出てきているようなんですが、その辺を強くおひしたいなと思ひます。

それと、経済原理の中のせめぎ合いで今までいろんなことが出てきているというのであれば、前の話と重なるわけですが、なんらかの形で経済的な誘導施策をとっていただかないと、これは必ずしも助成という形ではなくても、きちんとした経済誘導施策をとらないと、なかなかうまくいかないのではないかなと思ひます。

これからお話があるのかどうかかわからないけれども、形態制限というんですか、色彩と

形を具体的な形で起こしていくということになるんでしょうけれども、今までは例えば屋根が斜めでなければならぬというようなことであつたんでしょうけれども、一つのあまり固定した形でなく、いろいろ選べる、チョイスできるような形の中で、経済誘導施策をとっていただければ、ありがたいと思う。

地域毎にいろいろな形があると思うので、必ずしも斜めでなくてもいい場所もあるので、その場所場所で、チョイスできるものとしていただければ、その中でいろいろな形でお金も勘案してできるシステムができれば、難しいことだとは思いますが、希望したい。

(唐沢会長)

ありがとうございました。

事務局でご意見ございましたらコメントを。

(小澤室長)

ありがとうございました。検討して参ります。

(唐沢会長)

ありがとうございました。

他にご意見ございましたらどうぞ。

(久米委員)

読み込んでいないので、わからなかったんですけども。区域の中の対象行為の届出内容に対する勧告、意匠・形態に関する変更命令という項目なんですけど、この意匠・形態の変更命令に対する基準はどこになるんでしょうか。

(唐沢会長)

はい、どうぞ。

(小澤室長)

意匠・形態につきましては、都市計画区域、準都市計画区域にも準用できますけれども、景観地区を市町村で指定した際に、生きてくるものというような形になっております。

(久米委員)

景観地区。

(小澤室長)

景観地区そのものにつきましては、都市計画法の手法を使って指定をしていくというような形でございますので、一律にこの中では基準がでてくるという形にはなりませんので、その中に謳っておりません。

(久米委員)

景観条例の中では謳っていないということですね。

(小澤室長)

はい。

(久米委員)

わかりました。

(唐沢会長)

他にございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ。

(関委員)

先ほど小松委員も聞かれたんですが、審議会の中という、専門家とかアドバイザーというのですが、これは、知事が指名する云々という・・・

(唐沢会長)

アーキテクト。

(関委員)

はい。あのものとは違う発想なんでしょうか。そのアドバイザーという言葉使いを、そのまま承らせていただく発想をすればですね。以前、地方事務所単位で景観アドバイザーという制度があり、この委員の中にも携わった方がいると思いますが、そういった身近な存在で、複数で、いちいち届出があったものを審議会に掛けますというのではなくて、もう少し小回りのきく審査会的な受皿があって、届出されたものについて、行政のご担当の方がご判断するというのもいけないわけではないんですが、もう少しこういうふうに直しなさいというような具体的などころまで突っ込んで指導できるような、そうした体制も機能していく方法論がないのかなと思うんですね。

そのようなことも計画の中に入れていただければ、そうしたものが動いていきやすい。

(唐沢会長)

これは、この条例の素案の中に、組織の中にある専門委員とそのアドバイザーはイコールなんですか。それも含めて、はい、どうぞ。

(小澤室長)

アドバイザーと図示させていただいたものは、ほぼそれと同じと考えておりますが、どこへどのように配置したらよいのかということも含めて、これを特出したほうがよいという話もあれば、そのようにさせていただければと考えています。

アドバイザー制度そのものにつきましては、樋口先生の反省というような言葉もあったんですが、平成4年に今の条例ができました時にですね、アドバイザー制度というものを作ってございますが、なかなかうまく機能していなかったというのもございまして、途中で断念したという経過もございまして。もうちょっと地域地域のことを知っていることも必要なんだろうけれども、そうではなくて極端なことを言えば、地域の方でないほうがかえって指導がし易いということもございまして、そのようなことも含めて、新しい枠組みの中で、作っていきたいと考えております。

(唐沢会長)

はい。他にございましたら。

倉橋委員さんどうですか。

(倉橋委員)

前回休んでおるものですから、この骨格とですね、実際もうすでに各地域で毎日のように建物が建って、さきほどもですね、日一日として醜い姿が突如として生まれたりしている場面があるものですから、そうした、当然このような包含できる前に何らかのそういうことができるかどうかという、先ほど計画を見ますれば、まだ1～2年かかるわけですね、計画、条例等ができるまでにですね。

(唐沢会長)

いや、これは、条例は今年の9月。

(倉橋委員)

すみません。9月でした。そうすれば問題ないじゃないですか。

それでは、実際にやっていくにあたっての細かい規定等を再度具体的に、その辺の方法論はやらなくてもいいんじゃないかと思うんですけれども。罰則、罰金を取るにあたっての、査定とかですね、そういうのも、誰がとかですね、そんなところで、ちょっとすみません。

(唐沢会長)

はい。戸谷さん。

(戸谷委員)

国の法律もですね、住民参加を謳っているということで、どんどん体系が変わってきてですね、景観法もそういった分野だと思っただけですけれども。全体的にこれを見させていただいた時にですね、住民参加というところが軽いのではないかと、思考の部分の中で軽いのではないかと思います。例えばその中に、景観サポーター制度というのがありますが、以前サポーターの方がお集まりになるということでお話させていただいたことがあるんですが、今景観サポーター制度自体が、みんな元気に頑張っていこうというのではなくて、どんどん官主体の組織であるという。立ち上がりは官主体の組織ではあるんですが、説明の図にあった、資料3にある住民参加に景観サポーター制度とありますが、景観サポーター制度というこれ自体がですね、官が主体になった組織であるので、県が主体になって作った組織であるがゆえに、今の時になって、住民主体で動けよといっても、景観サポーターの方々自体が、県が何といていて、次はどちらを向いて動いたらいいんですかという、旗を振ってくれるのを待っているというような状況が出てきている。だから、それを考えなくてはいけないというようなことで、県の方々ですね、そうではなくて純然たるサポーター、幽霊会員ではなくてですね、何人なんだということを、今まで幽霊会員がいたのを正規の会員に変えなくてはというようなことを耳にしているんですが、そういった部分のところで、今の景観法をやっていく部分で、住民参加というところで、景観サポーター制度を全面にここに持ってくるっていうのは、これは、ちょっと私とすると、どうなのかなと思っております、それとともに、いろんなまちづくりをやられておられる方がたくさん出ていらっしゃるわけなんですけれども、そのの方々自体は、ポツとでの参加の方もい

らっしゃるんでしょうけれども、本当にまちづくりで動いてくださる芽みたいな方々をこうした景観法の住民参加機会といったところへ上手く持ってくるのができるものかなと思います。

ここで景観サポーター制度を持ってくるというのは、もうちょっと違うんじゃないかなと思いますので、もっと住民参加というのは、違う意味なんじゃないかと私は思います。

私自身がやっていたことなんですけれども、上田市で、ある事情があってこの講座はやめてしまったんですが、上田市に景観条例ができた時に、上田市の行政の方々に申し上げたんですが、行政の方々が色彩、色彩というけれども、実際取り組んでいる行政の方々が、色彩の「あいうえお」も知らないで、景観条例をやるのはおかしいんじゃないかということで、8年ほど、全7回の色彩講座を作っていたいただいて、ボランティアでやらせていただきました。

そのようなところから、色彩を通して景観を勉強していただく方が何人か出てきたんですが、そういったところで小さな芽みたいなものが、真剣に考えていかなければならないというような市民団体がいくつか出てきたんですが、ここのところの景観協議会（の図）も机の上でみんな話をしているようなものになっていますが、実際に景観をやっていくときには、私たちはこうではないと思うんですよね、額に汗をして花を植えるとか、そうしたもっと地域に足がついている、実際に自分たちが自分のまちを論じて、タウンウォッチングをして、ここの建物はどうできていたんだねみたいな、もっと近い感じのイメージというのがあって、小布施でも花のことをやってらして、もっと住民の方たちが興味を持ってワクワクしてやっていける住民参加、そうした芽みたいなものを行政としては汲み上げていくというようなものを法律の中では取り組んでほしい。景観サポーターというのは、絵面の上ではいかにも取り組んでいるんだぞというふうに書いてあるんですけれども、実際中身どれくらい動いていくのかなと。外はいいけど中身がどうなのかなと。

最後にもうひとつですね、この法律と他の法律との兼ね合い、法律じゃない他の行政との兼ね合いというのは、例えば景観のことをやっていくとですね、土木の道をつくるということが、景観と関わってくるということをご存知の通りなんです、私は道路の向きというんですか、それによって屋並みが、家並みのつくりが全部変わってくる、そういった部分のところでは是非、常日頃道をどうゆうふうにつけていくか、ということで屋根の向きが違ってくるというふうに思っていたんですが、この景観法自体が他の景観の行政だけではなく、他の土木であるとか、ソフトを活かせるところ非常にうまく動いていってくれると思うんです。ぜひよろしくをお願いします。

（唐沢会長）

はい、ありがとうございました。

どうですか、今のご意見に対して。

（小澤室長）

確かにこの絵は、協議会は机で円卓をやっているような絵で、よくないと思います。たまたまそういう絵になっておりまして、申し訳ございません。それぞれ景観は、汗を流してやらないとできないというふうには思っております。

ご指摘をいただきましたサポーター制度のところはですね、絵が網掛けになって左に従前と記しておりますが、従前の今やっている制度をなくすのではなく、これは継承して、その下の改正拡充をしようという形でこのように、基本的には住民協定地区については計画の提案を出してくださいよとか、あるいは重要建造物の指定の際にも意見提出をお願いしたりといったところを整備して、サポーター等については確かに幽霊会員のお話もありまして、任期が切れますと、その人たちは入れず、また新しい人に来てくださいよとか、あるいは、積極的に取組をしていただける方をお願いをしているわけですが、もちろんボランティアということもありますし、平日に動いていただくということもございまして、なかなかご参加をいただけないということもございまして。なるべく活用ができるようにということで、制度も見直していきたいと思っております。

もう一点だけ、いろいろな細かい取り組みとそれぞれの街並みきちんとやりたいといった場合、都市計画法の景観地区を設定しますと形態、意匠をきちんとできる。現実には、一律に勾配屋根でなければいけないといった基準でなく、市町村がそれぞれ認定しますと、それに沿って建物ができる形になっているので、一定の区域については市町村で指定していただくと、そのような取り組みができることとなります。

(久米委員)

届出のあった建築物、工作物の意匠形態へ変更命令については、今説明のあった、景観地区では市町村の認定制度により具体的に規制できるが、それ以外の地区でも景観計画に規定することにより全体として意匠形態に関する変更命令はできる制度ですね。ただ、その点について決めている項目はないですね。条例、計画の中で決める必要はないのですか。

(小澤室長)

規定していくべきであるご意見があれば規定を検討したい。

(小松委員)

前回の資料の中で、景観計画区域、景観地区について説明があるが、本県でも条例に規定することにより景観計画区域内で建築物、工作物のデザイン、色彩へ変更命令できるとされている。今後、どうしようにするか、審議会でもう少し細かく検討すべきだと思います。

県で方向性を示さないと、各市町村で景観計画等を策定するにも決められないので、できるだけ早めに方向性を示していただくことによって、各地域での景観協議会の立ち上げにも繋がっていくので全体的な方向性を示してほしい。

(市川委員)

前回、今回の資料を通じて、電柱についてどのように考えているのか疑問に感じました。

先ほども、景観と経済活動についてのご意見がありましたが、電線はインフラとして重要であるが、景観への影響も大きなものであり、条例、計画で一言もこれに触れていないこと

でよいのでしょうか。

電線のようなインフラは規制から除外され、好き勝手に敷設できるのでしょうか。長野県では自然を大切にすることが大前提であるので、規制に入れるべきではないでしょうか。

(小澤室長)

最近では山地の風力発電施設など、市街地の電線だけでなく、鉄塔に関する問題があちこちで起きていることもあるので、景観上の対応が必要と考えています。

(唐沢会長)

電気事業法に基づき認可を受けていると思うが主務官庁はどこなのか分からない。

いずれにしても電柱の敷設については、なんらかの監督は受けているのではないかと。

(穂谷景観ユニットリーダー)

送電鉄塔のような一定規模以上の工作物は届出対象となっています。

(勝山委員)

景観計画の文章全体としてはよくまとまっているようには思うが、具体的なことが見えてこない。

全体的な景観と部分的なものをどのようにやっていくかが書かれていない。文章中に「景観育成」の表現が多用されているが、その具体的なことがはっきりしない。県が市町村へ投げているように見えるが、市町村が具体的にどうすればよいか分からない。

地域ごとの景観の特性が記述されているが、地域の景観上の問題等をもっと具体的に記載したらどうか。お借りした平成3年の県の景観総合調査報告書には、沿道、田園景観それぞれにかなり細かくどのようにすべきかビジュアル化して記載されている。ビジュアル化して、山や民家や川の断面形成が景観を形作っている事が具体的に見えてくると、市町村も計画に取り入れるべき事が判ってくると思います。

住民参加については、資料では単純に計画案の縦覧などが表^{おもて}に出ているが、住民からの意見をどのように汲み上げていこうかということが抜けている。

9月に策定する予定とのことであるが、住民の意見をどのように汲み上げていくのか。もう少し時間をかけて、住民意見をくみ上げる方策を議論すべきではないですか。

(小澤室長)

基準をより具体的にというご意見ですが、大規模届出等の基準を具体的に規定することはなかなか難しい。今後市町村が景観行政団体として取組む際の県の大枠として示すもので、各市町村がそれぞれ細部を規定していただければうまくいくのではないかと考えています。その具体的なやり方については専門家の意見を聞きながら進めていきたい。

住民の皆様からの意見聴取は、全員というわけにはいかないが、インターネットも含めて、様々な方法で、直接にまた市町村を通じてなるべく多くの方から伺って行きたいと考えています。

(樋口委員)

独自要素として景観資産の制度が提案されているが、例示されているものよりも範囲を広げるべきではないでしょうか。例えば、会長さんのところ（小布施町）でやっているオープンガーデンのようなものも含まれるようなことが必要ではないか。景観行政に係る対象が、あまりにも建築物や土木構造物に偏りすぎていると思う。景観問題が起こってきた高度成長時代には、建築物等により破壊が起きた。そのため、土木施設や建築物を対象とした偏った景観行政が行なわれてきた。最近「景観」という言葉よりも「景色」という表現のほうがふさわしいと主張している。日本の風景にはもっと多様なものがあつた。日本人の感性、花鳥風月のようなものを含められるような景観計画にしたほうがよい。建物のデザインうんぬんよりも、月の名所、花の名所、紅葉の名所の方が国民は関心があるのです。この景観計画のどこに入れられるかと考えて、景観資産の中で取り込めないかと考えました。今回提案された景観資産にそのようものも含めるような考え方の方が、長野県の景観計画の幅が広がるのではないかと考えます。

（久米委員）

資料3-2の景観施策展開イメージ図に関して、地域の住民が国、県、市町村の公共事業へ意見を述べるように記載されているが、むしろ地域景観協議会へ地域の住民が参加するようなことが必要なのではないのでしょうか。

（唐沢会長）

ほかにはございませんか。

今日は素案の審議を行いました。本日の意見を参考にし、今後予定されている市町村への説明、意見聴取などを経て、次回はより具体的な案の審議ができるようお願いしたい。本日の各委員の意見に十分配慮し案を検討されたい。

特に、大規模行為以外も含めた開発規制、住民参加、自然文化、普及・教育啓発等の課題に県と市町村が一緒に考えられるような計画にしていきたい。市町村が条例制定しやすい基本方針の内容としてほしい。

以上で会議を終了します。

（塚田部長）

本日は委員の皆様方には大変貴重なご意見をいただきありがとうございました。今日いただいたご意見を参考に次回に向けて検討して参ります。

その間、市町村、県民の皆様方からも十分に意見を伺って、進めて参ります。

本日はありがとうございました。

（司会 甲田企画幹）

以上をもちまして本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

（終了 午後3時00分）

議事録署名委員
